

新潟県公共事業再評価実施要綱

〔平成26年 5月15日改正〕

〔平成22年10月15日改正〕

〔平成21年 9月 1日改正〕

〔平成18年 5月16日改正〕

〔平成13年 4月 1日改正〕

〔平成12年 4月 1日改正〕

第1 目的

新潟県（以下「県」という。）が実施する公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間を経過した事業等を対象に、その後における社会経済情勢の変化等を踏まえた公共事業の評価（以下「再評価」という。）を行い、必要に応じてその見直しを行う。

第2 再評価実施事業

再評価を実施する事業は、県が実施する公共事業のうち、以下の事業を対象とする。

1 国庫補助事業及び各種交付金事業

農林水産省、国土交通省が所管する公共事業。ただし、以下の事業を除く。

- (1) 災害復旧事業（改良復旧に係る事業を含む。）
- (2) 維持管理事業等（補修・修繕を含む。）を行うことを目的とする事業
- (3) 施設の附帯構造物の築造を目的とする事業

2 県単事業

- (1) 全体計画を策定して実施する2か年以上継続して行う新設・改築系の事業。ただし、前項で除外した事業を除く。
- (2) 当分の間は、上記(1)のうち、別記1に掲げる事業について行う。

第3 評価対象箇所

再評価を行う対象箇所は、各事業の性格等を踏まえ各部局が定める実施要領により選定された箇所とする。

第4 再評価の実施方法

- (1) 県は、再評価実施事業箇所について、「再評価と今後の実施方針」の案を作成して、学識経験者等第三者で構成する新潟県公共事業再評価委員会の意見を聴く。
- (2) 県は、前項の意見を踏まえて、再評価実施事業箇所の「再評価と今後の実施方針」を決定する。

(3) 評価の視点

- ア 事業の進捗状況
- イ 事業を巡る社会経済情勢の変化
- ウ 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化
- エ コスト削減や代替案立案の可能性
- オ その他必要事項

第5 再評価の公表

「再評価と今後の実施方針」は公表する。

第6 補足

この要綱に定めるもののほか、再評価の実施に関して必要な事項は別に定める。

第7 施行期日

この要綱は、平成10年11月4日から施行する。

別記1

再評価を実施する県単事業

地域づくり基盤道路整備事業

地域活性化林道事業